

北区立学校給食費補助金交付要綱

令和5年3月17日
4北教教学第3940号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、区立学校に在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食費について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を満たした学校給食を安定的に提供し、区立学校における教育環境の一層の充実を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 北区立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。
- (2) 児童生徒 区立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (3) 保護者 児童生徒を監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- (4) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (5) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、学校給食費とする。
- 2 補助金の額は、別表に定める額とし、月（8月を除く。以下同じ。）毎に交付する。
 - 3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付（補助金を除く。）を受けた場合には、補助金の額から当該給付を受けた額を除くものとする。
 - 4 給食施設の改修工事等により当該施設で学校給食を用意できない期間において、契約する民間事業者の調理施設で調理し、学校給食として納品される食事（以下「配達型給食」という。）を区が用意する場合、補助金の額から配達型給食を用意した日数に別表に定める1食単価を乗じた額を除くものとする。

(補助金の交付申請等の委任)

第5条 補助対象者は、補助金の申請、請求、受領及び返還並びに交付決定及び当該決定

の取消しに係る通知の受領の権限を児童生徒が在籍する区立学校の学校長（以下「学校長」という。）に対し、当該児童生徒が当該区立学校に在籍する期間、委任するものとする。

- 2 前項の規定による委任は、北区立学校給食費補助金交付申請等に係る委任状（別記第1号様式。以下「委任状」という。）を学校長を経由して区長に提出することにより行うものとする。
- 3 前項の規定により区長に提出した委任状は、区立学校が統合する場合も、引き続き有効とする。この場合において、当該委任状による委任は、統合後の学校長に対して行われたものとみなす。

（補助金の交付申請）

第6条 前条第2項の規定による委任状の提出を受けた学校長（以下「受任所属校長」という。）は、月毎に、北区立学校給食費補助金交付申請書兼請求書（別記第2号様式）に、補助対象者の人数に係る報告書、その他区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による交付申請の内容に変更があった場合は、北区立学校給食費補助金交付申請書兼請求書（変更届）（別記第3号様式）に、変更に係る書類を添付し、区長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは北区立学校給食費補助金交付決定（変更）通知書（別記第4号様式）により、不適当と認めるときは北区立学校給食費補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により当該学校長に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 区長は、補助金の交付を決定したときは、北区立学校給食費補助金交付申請書兼請求書（別記第2号様式）及び北区立学校給食費補助金交付申請書兼請求書（変更届）（別記第3号様式）の請求に基づき、速やかに受任所属校長に補助金を交付するものとする。

- 2 受任所属校長は、前項の規定により補助金の交付を受けたときは、当該補助金を適切に管理するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該対象者に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部の給付を受けたとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、北区立学校給食費補助金交付決定取消通知書（別記第6号様式）により受任所属校長に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 区長は、第7条の規定により補助金の交付に対し返還金が生じたとき、又は前条第1項の規定により補助金の交付を取り消したときは、受任所属校長に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補助金に関する調査）

第11条 区長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金を受けた保護者または区立学校長に対し報告を求め、または実地に調査を行うことができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、教育委員会事務局教育振興部長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和5年3月7日から施行する。

（準備行為）

2 第5条に規定する委任に関し必要な手続その他補助金の交付のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則（令和6年1月19日5北教教学第3459号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和6年6月25日6北教教学第1957号）

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	1食 単価	年額	補助金交付額（1人当たり）※年11回払い											
			1回目 (4月)	2回目 (5月)	3回目 (6月)	4回目 (7月)	5回目 (9月)	6回目 (10月)	7回目 (11月)	8回目 (12月)	9回目 (1月)	10回目 (2月)	11回目 (3月)	
小学校	低学年	278	54,210	5,200	5,200	5,200	5,200	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,010
	中学年	291	56,745	5,600	5,600	5,600	5,600	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,345
	高学年	305	59,475	5,700	5,700	5,700	5,700	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	4,275
中学校	全学年	355	67,450	6,800	6,800	6,800	6,800	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	4,250

※小学校低学年には義務教育学校前期課程1・2年生を含む。

※小学校中学年には義務教育学校前期課程3・4年生を含む。

※小学校高学年には義務教育学校前期課程5・6年生を含む。

※中学校には義務教育学校後期課程を含む。